

岩手県監査委員告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った行政監査及び定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年8月25日

岩手県監査委員 岩 淵 誠
 岩手県監査委員 佐々木 茂 光
 岩手県監査委員 五 味 克 仁
 岩手県監査委員 中 野 玲 子

1 監査対象機関、監査の実施内容及び監査の着眼点

監査対象機関	監査の実施内容	監査の着眼点
岩手県立中部病院	監査対象機関で処理している事務のうち、収入、支出、契約、財産管理及び事業運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。	収入、支出等の事務が適正になされているか、また、収入確保に係る債権管理、未収金回収等が適正になされているか、事務事業の執行に係る委託事業の契約事務、補助事業の交付決定事務等が適正になされているか等に着眼して監査を行った。

2 監査の結果

(1) 経営の状況

ア 患者数

区 分	令和4年度	令和3年度	比 較	
			人 数	増減率
入院	人 122,423	人 128,813	人 △6,390	% △5.0
外来	150,047	142,676	7,371	5.2

イ 経営収支

区 分	令和4年度	令和3年度	比 較	
			金 額	増減率
事業収益	千円 16,119,367	千円 15,474,389	千円 644,978	% 4.2
事業費用	14,451,037	13,597,934	853,103	6.3
収支差引額	1,668,331	1,876,456	△208,125	△11.1

(2) 予算の執行及び財産の管理の状況 留意改善を要する事項は、次のとおりである。

ア 財産の管理に当たり、固定資産除却の会計処理を行っていないものが4件、745,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

イ 借受資産の管理に当たり、借受開始後も固定資産台帳に登載していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。

ウ 赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが5件、84,950円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、留意改善を要する事項が多数に及んでいるので、組織的なチェック体制を構築するなど、再発防止に努められたい。